## 令和5年第2回館山市国民健康保険事業の運営に関する協議会

# 議事録(審議事項)概要

#### 《審議事項(諮問)》

館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

上記、審議事項について説明等を行いましたが、その概要については以下のとおりです。

#### <説明概要>

館山市国民健康保険税条例の改正内容ですが、地方税法の改正に伴い、国 民健康保険税の被保険者の方が出産する予定または出産した場合に、その方 の保険税を免除するというものです。免除期間については、基本4ヶ月です。 ただし、双子などの多胎妊娠の場合は6ヶ月となります。免除する金額につ いては対象者の対象期間、4ヶ月とか6ヶ月の対象期間分の所得割と均等割 を免除します。年間の想定される対象人数については20名から30名ほど を想定しています。改正のスケジュールについては、令和5年11月、今回 の会議において皆さんに諮問を行い、令和5年12月の議会において条例改 正を行う予定でいます。

なお、条例の施行日は令和6年1月1日となっております。

#### < 質疑応答 >

#### 【質疑】

条例案については、条例自体はまだできてない、内容はこの通りだと思いますけど、条例案は議会にかける頃にはできていると、そういう感じになるのでしょうか。

## 【回答】

国から条例案の改正が既に三、四回ぐらい訂正で来ていまして、今ちょう どほぼ確定という形の条例案が来ていますので、次の議会の前までには揃う ということで進めております。

#### 【質問】

対象人数の20人から30人程度の年間というのは、どういうふうに解釈したらよいのでしょか。

## 【回答】

令和4年、5年あたりの出産した方の人数を想定して、大体年間それぐらいの人数が対象になるのではないかということで、人数設定を20人から30人にしております。あくまで国保の方たちで、全体の出生が20から30人ではないです。

# 《審議事項結果(答申)》

審議事項 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

については、原案どおり承認する。